

中国ビジネス Q&A 中国における配当再投資優遇政策の活

Q コロナから一足早く経済回復を実現できている中国への投資拡大を検討しています。既存の中国現地法人からの配当を活用して中国に対する再投資を行う際に、配当再投資の優遇政策が存在すると聞いていますが、その詳細について教えてください。

A 域外投資者は、中国内子会社の利益（配当金）を用いて中国において再投資を行う際、条件に合致する再投資であれば、域外投資者が配当に対して源泉徴収される所得税（以下「源泉税」）を納付せず（繰り延べて）再投資を行うことが可能です。

実務上、配当再投資優遇政策の活用について適用条件や注意事項もありますので、それについて解説します。
※本稿は 2021 年 7 月 7 日時点の中国関係当局の規定・資料に基づき作成

1. 政策背景

中国の企業所得税法では、域外投資者（非居住者企業）が取得した中国域内の株式利息、配当等の権益性収益に対して、10%の税率、あるいは租税条約による優遇税率で源泉税が徴収されてきました。（例：日本向け配当の源泉税率は10%、香港向けは5%等）

一方で、外資のさらなる誘致のために、多くの国において投資を奨励する税収優遇政策があります。中国においても税収優遇政策がありますが、最近では 2017 年と 18 年に繰延納税の優遇政策が発表されています。配当再投資にかかる税務コストを抑える優遇策を示すことで、域外企業による投資を呼び込むことを狙っています。17 年の政策では配当再投資の優遇策を「奨励類」外商投資項目のみに限定されていましたが、18 年の政策では「禁止類」以外のすべての外商投資項目まで拡大されています。

2. 内容概要

配当再投資の優遇策は、域外投資者が中国内子会社の利益（配当金）を用いて中国で再投資を行う際、条件に合致する再投資であれば、配当に対する域外投資者負担の源泉税を繰延可能とするものです。

図1 配当再投資のスキーム

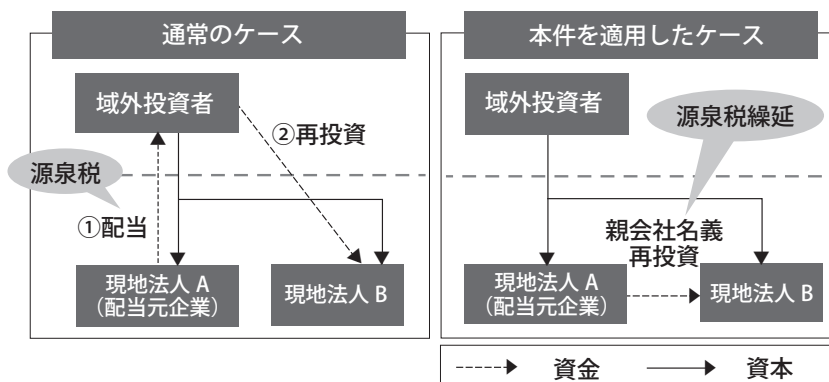


表 配当再投資の適用条件

	項目	内容
①	再投資の形態	中国国内の「増資、新設、持分買収等の権益性投資」であること (※戦略投資を除く上場株取得、関連会社からの持分買収は対象外)
②	再投資の原資	配当等の権益性投資収益であること
③	再投資の送金ルート	配当元企業から投資先企業へ直接送金すること (例：配当金を日本に戻して一定期間留保した後、中国に投資金として送金するケースは適用対象外)
④	再投資の業種	外商投資項目の「禁止類」プロジェクト・分野に該当しないこと (参考)『外商投資ネガティブリスト』(2021年7月7日現在の最新版は2020年版)

図1はそのスキームを示したものです。通常のケースと比べ、二つの違いがあります。一つ目は、本来は域外投資者が負担する配当部分の源泉税は送金（配当）する時点で繰り延べされる点で、二つ目は、配当資金は域外に送金されず、配当元企業の現地法人 A から投資先企業の現地法人 B に直接送金される点です。

3. 適用条件

配当再投資の主な適用条件は表のとおりです。

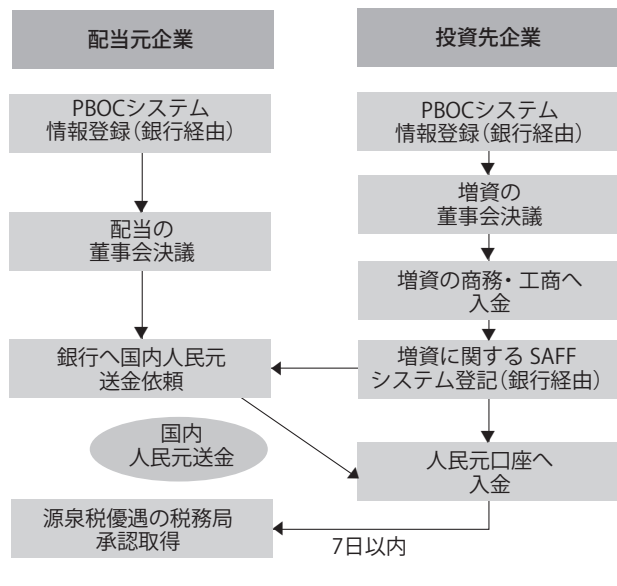
4. 申請手続き

域外投資者が上述条件に合致する場合、配当元企業を通じ要求に基づき申請報告を行い、あわせて上述条件に合致していることを証明する資料を提供しなければなりません。配当元企業は規定に合致していることを確認した後、その税務当局に備案手続を行います。

図2は配当再投資による増資の場合の申請

図2 配当再投資の申請フロー(増資の場合)

※ 地域によって異なる場合あり



PBOC：中国人民銀行 SAFE：外貨管理局

フローの一例です。配当元企業と投資先企業それぞれで対応すべき手続きがありますので、お互いに旨く連携することが必要です。

5. 留意事項

<銀行手続き>

- 送金ルートは「(中国) 配当元企業→(中国) 投資先企業」となり、資金は域外に送金せず、本社を経由しません。
- 送金ルートは国内送金となりますので送金通貨は人民元に限定されています。
- 送金のタイミングは投資先企業の所在地における新設や増資等の投資許認可手続きが完了した後となります。
- 入金口座は、新設や増資の場合、投資先企業名義の人民元一般口座になります。資本金ですので、資本金の資金用途は関連規定を遵守する必要があります(例：有価証券の購入、非自社用不動産の購入、非グループ会社への委託貸付等の資金用途は不可)。

<税務関連>

- 投資回収(譲渡や清算等)時の対応は非常に重要です。域外投資者は持分譲渡や清算等の方式で、優遇策を享受した投資を回収する場合、投資を回収した後7日以内に税務当局に対し申告し、繰延した税金を追納しなければなりません。この優遇策は源泉税を免除する政策ではなく、繰延により域外投資者の一時的な負担軽減を図る政策です。
- 税務当局による適用可否の条件確認は事前(投資実行前・送

金前)ではなく事後(投資実行後・送金後)となります。税務当局の事後管理審査において、暫定的な源泉税の優遇策を享受している域外投資者が規定条件に合致していないと判断された場合、配当元企業に責任がある場合を除き、域外投資者は規定に基づき源泉税を申告納税していないものとみなされ、源泉税に加え、法に則って延滞税の責任が追及されます。延滞税の計算期間は、関連する利益を支払った日が起算日となります。

<出資者>

- 配当再投資の場合でも出資者は域外投資者ですので、投資先企業は域外投資者が直接投資した子会社で外商投资企业となります。

<地元政府>

- 投資先企業が地元政府と優遇政策を交渉する際に、「域外からのニューマネーの有無」や「域外投資者名義での外貨建て出資の有無」等を地方政府が前提条件とする話を聞きますが、優遇交渉にあたって重要なポイントの一つとされることが多々あります。
- 「配当再投資のため、送金ルートは国内人民元送金となるが、出資者は域外投資者であること」等の事実関係を正しく地方政府に伝えておくことが重要です。

6. おわりに

中国は20年来のコロナショックからの立ち上がりも早く、21年の経済成長率は8%前後まで回復するとの予想ですが、コロナの影響で人の往来が難しくなっていること、中資企業の技術力や競争力が想定よりも早いスピードで向上していること、政府主導のカーボンニュートラルに向けた動きが今後加速していくこと等、足元で外部環境にも大きな変化が生まれています。

これらの事業変化を踏まえ、中国市場にコミットしたい日系企業より、中国市場で勝ち続けるために中国における事業拡大や投資拡大についてご相談をいただく機会が増えてきております。配当再投資は日本本社の資金負担を軽減できるスキームとして、ここ2、3年で規制や当局手続き等が整備されてきており、また実行された事例も増えてきていますので、今後日系企業による配当再投資のさらなる活用が期待されます。

[参考資料]

- 通達:財税[2017]88号、財政[2018]102号、銀發[2020]330号、国家税務総局、国家外貨管理局公告2021年第17号
- 資料: MUFG Bank (China) 実務・制度ニュースレター2018年2月09日 第214期
- MUFG Bank (China) 実務・制度ニュースレター2021年1月11日 第253期